

江東区牡丹三丁目32番3(江東通勤寮跡地)の都有地貸付けによる障害者グループホーム等整備事業

質問・回答

No.	質問項目	質問内容	回答
1	公募要項 2ページ (3)自由提案による併設施設等	都有地活用による地域の福祉インフラ整備事業実施要綱第2条(4)には“主として重症心身障害児を通わせる放課後等デイサービス”とありますが、主に知的障害児を対象とした放課後等デイサービスの提案は可能でしょうか。	都有地活用による地域の福祉インフラ整備事業実施要綱第2条2より、児童発達支援センター又は児童発達支援若しくは医療型児童発達支援を行う事業所に併設するのであれば、同条2項の条件を満たした上で、提案が可能です。
2	公募要項 6ページ (7)③河川区域	護岸について、必要に応じて修繕等の様々な協議が予測されますが、どちらの部署へご相談させていただく対応となりますでしょうか。	護岸に関して、整備や河川法に関する事項は、区河川公園課までご相談ください。
3	公募要項 6ページ (7)④地中残置物 ⑤地中埋設物等 ⑥油含有土	着工後、新たに判明した地中埋設物や汚染土等に対して処理を余儀なくされ、高額な費用が発生した場合はどのような対応となりますでしょうか。	公募要項4.(7)④及び⑥に記載の地中残置物及び油含有土の他に、新たに地中埋設物又は土壤汚染が判明し、その処理や搬出が必要となり、高額な費用が発生した場合、その費用の取扱いについては、区と転借者で別途協議を行うこととします。